

特定空家等への対応(概要)

資料2-7

市民からの情報提供

現地調査等

空家等

建築物又はこれに附属する工作物であつて、
居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地

所有者等の調査

所有者等に働きかけが必要な空家等

情報提供・助言

- (例) ○ そのまま放置すれば将来的に特定空家等になるおそれがある
○ 適正管理に向けて所有者等に情報提供や注意喚起を行う必要がある

行政指導

助言・指導

特定空家等

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている
- ④その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である

勧告

国ガイドラインを参考に、市町村が認定基準等を作成し判断

行政処分

命令

放置することが著しく公益に反する特定空家等

- (例) ○ 人の生命や身体、財産に多大な被害を及ぼすおそれがある
○ 多数の地域住民の生活環境を著しく損なうおそれがある
○ 公共施設の安全な利用上著しい支障を及ぼすおそれがある

代執行